

滋賀県健康医療福祉部長・総務部長協議経過（報告）

1. 平成 26 年 10 月 20 日
(ア) 平成 26 年度新設・建替等ヒアリング
総務省実施・滋賀県市町振興課より回答
2. 平成 26 年 10 月 22 日（水）14 時～15 時
(ア) 平成 26 年度新設・建替等調査について滋賀県市町振興課より野洲市に対して報告
(イ) 場所：野洲市役所第 4 会議室
(ウ) 滋賀県健康医療福祉部健康医療課・総務部市町振興課一地域戦略室
(エ) 主な検討課題
 - ① 平成 27 年度以降作成予定の「地域医療構想（ビジョン）」との整合性
 - ② 精度の高い収支見込の作成
3. 平成 26 年 11 月 10 日（月）13 時～14 時
(ア) 「地域医療構想（ビジョン）」との整合性について
(イ) 場所：滋賀県庁
(ウ) 滋賀県健康医療福祉部長一野洲市長
(エ) 内容
 - ① 10 月 22 日滋賀県市町振興課より野洲市に対する報告について
 - ② 野洲市立病院の整備について
 - イ 「(仮称) 野洲市立病院整備基本構想」に基づく「(仮称) 野洲市立病院整備基本計画」の策定作業と、平成 27 年度滋賀県において策定予定の「地域医療構想（ビジョン）」との整合性について
 - ロ 「市立病院開設許可」取得に関する想定スケジュールの確認

(オ) 要旨

 - ① 健康医療福祉部として、回復期・維持期へシフトする新病院の必要性は理解している。
 - ② 湖南圏域での急性期の病床数は削減する必要があると思う。
 - ③ 新しい市立病院のスタイルを確立する必要がある。
 - ④ 「地域医療構想（ビジョン）」の策定、開設許可、起債同意すべて知事である。
 - ⑤ 「(仮称) 野洲市立病院整備基本構想」は積み上げてきた結果であることは、承知している。
 - ⑥ 県と市で意思疎通を図る。
4. 平成 26 年 11 月 13 日（水）午後 1 時 15 分～1 時 45 分
(ア) 「地域医療構想（ビジョン）」との整合性について
(イ) 場所：野洲市役所市長室
(ウ) 滋賀県健康医療福祉部次長一野洲市長
(エ) 内容
 - ① 滋賀県健康医療福祉部「地域医療構想（ビジョン）」との整合性について

(オ) 要旨

 - ① 湖南圏域での急性期の病床数過剰が問題となると思う。市立病院の病床数に大きな影響は与えないと思う。
 - ② 病床数やその内訳は、平成 27 年度秋に方向性がまとまるかと思っている。
 - ③ 健康医療福祉部としては市内での病院存続が大事である。

④ 運営形態は公立でも民間でもやり方次第、今までのやり方では成功しない。

⑤ 本年度から「地域医療構想（ビジョン）」策定の準備を進める。

5. 平成 26 年 11 月 28 日（金）午後 1 時 00 分～1 時 50 分

(ア) 「地域医療構想（ビジョン）」との整合及び収支計画

(イ) 滋賀県総務部長室

(ウ) 滋賀県総務部長一野洲市長

(エ) 内容

① 「地域医療構想（ビジョン）」との整合性について健康医療福祉部協議

② 収支を確認する視点について

③ 病院開設許可取得までのスケジュールについて

(オ) 概要

① 知事には説明している。

② 来年の秋には総務省と協議が必要

③ 28 年 3 月の開設許可取得を約束できない。進捗によってスケジュールを変更できる可能性はあるか。

④ 27 年度から、普通交付税措置の改正が見込まれる。「地域医療構想（ビジョン）」と方向性が合致している必要がある。

⑤ 「地域医療構想（ビジョン）」の策定にあたっては圏域で協議会を設置し、実質的な内容を協議し、決める。

⑥ 新病院が「地域医療構想（ビジョン）」にどう位置づけられるかで収支見通しが変わってくる。

(カ) 回答

① 整備計画作成上の留意点

イ) 「地域医療構想（ビジョン）」の策定と、新病院の整備を並行することに異論はない。

ロ) 「地域医療構想（ビジョン）」を踏まえたうえで、精度の高い収支計画書の作成を願いたい。

ハ) 将来的に野洲市財政に深刻な影響を及ぼすことのないよう助言を行っている。

② 今後のスケジュール

イ) 平成 27 年度秋頃予定の病院新設等に係るヒアリングにおいて、総務省と新病院の整備計画の協議が必要。協議に「地域医療構想（ビジョン）」を踏まえ、根拠ある収支見通しでの説明が必要。

ロ) 「滋賀県病院等の開設に関する指導要綱」の事前協議の段階で「地域医療構想（ビジョン）」を踏まえた事業計画、資金計画を示すことが必要。

6. 参考

(ア) 「地域医療構想（ビジョン）」

① 2025 年の医療需要等

I. 入院・外来別・疾患別患者数

② 2025 年に目指すべき医療提供

I. 二次医療圏等ごとの医療機能別必要量

II. 在宅医療・地域包括ケアについては市町村ごと

③ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

I. 医療機能の分化・連携を進めるための施設整備

II. 医療従事者の確保・養成等

④ 国は、策定のためのガイドラインを策定する（26 年度）